



EUROPEAN
LAW
SOCIETY



rwzh rechtsanwälte

<国際訴訟フォーラム2016 開催報告>

■ [国際訴訟フォーラム]

平成28年7月12日（東京）及び14日（京都）の2日間にわたって、European Law Society主催、rwzh事務所及び創英国際特許法律事務所共催で、日本及び欧州に関する国際訴訟フォーラムセミナーを開催いたしました。

この場を借りて、ご参加いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

国際訴訟フォーラムセミナーで扱われた内容について、簡単ではありますが、振り返ってみたいと思います。

■ [プログラムの内容]

セミナーの前半では、①元知的財産高等裁判所所長の塚原弁護士、②ドイツのZoebisch弁護士、③ドイツの現職の裁判官のZigann判事による講義がありました。

セミナーの後半では、④パネルディスカッションにて、Zigann判事、塚原弁護士らにパネリストとして参加していただき、熱い議論をかわしていただきました。

■ [講義内容]

1 塚原弁護士

塚原弁護士の講義では、ドイツの査察制度の有効性、相手方の営業秘密への配慮等を含め、ドイツ及び欧州の特許訴訟制度に対し、いくつかの質問が投げかけられました（[写真1]）。

日本では、訴え提起前の証拠収集方法が限られており、B to B製品や、工場内での特許方法の実施等に対して、特許権侵害行為を立証することが困難な場合もよくあります。このため、日本でも、ドイツの査察制度の有効性等の検討がなされており、後ほどのパネルディスカッションと併せて、大変興味深い議論がなされました。

2 Zoebisch弁護士

Zoebisch弁護士からは、いわゆる“Torpedo”の話、ドイツの二元的制度（侵害訴訟と無効訴訟が分離されていること）に関する話、さらにはドイツでの均等論の話等がなされ、盛りだくさんな講義となりました（[写真2]）。



[写真1] 塚原弁護士



[写真2] Z o e b i s c h 弁護士

3 Z i g a n n 判事

Z i g a n n 判事は、**欧州統一特許裁判所制度**の創設に深く関わっておられ、講義では、欧州統一特許裁判所の構成や現在の準備状況についてリアルタイムで報告していただきました（[写真3]）。

とりわけ、大英帝国がEUから離脱した場合に、**欧州統一特許裁判所制度**はどうなるのかというホットトピックスについて、具体的な規則に基づいて丁寧に解説していただきました。

さらに、**欧州統一特許裁判所**を利用することのメリットとデメリット（リスク）について説明された後、国内の裁判所との使い分けにも触れられ、時宜に適った適切な情報が提供されました。

■ [パネルディスカッションの内容]

1 方法の特許の効力の及ぶ範囲

方法の特許の中でも、とりわけ○か×かの結果が出る場合（例えば、**遺伝子診断**を行い特定の薬物の有効性を判断する方法等）等について議論がなされました。より具体的には、国内で患者から採血を行った後、外国にてその患者の血液を分析し、薬物の有効性の判断を行い、その**診断結果**を国内に持ち帰った場合に、方法の特許に基づき権利行使できるか、という事例が扱われました。

Z i g a n n 判事は上記事案と似た事案を地裁で扱われたことがあり、現在その事案がドイツの最高裁に係属中ということで、興味深いお話をお聞きすることができました（[写真4]）。

2 間接侵害（誘発侵害）

ドイツ特許法第10条では、特許発明の本質的な特徴に係する手段を提供する行為等に対して広く間接侵害が認められています。

ドイツのJ u l i a n 弁護士に、米国のL i m e l i g h t v. A k a m a i の米国最高裁判決での判断を踏まえた上で、ドイツと米国の間接侵害の枠組みの相違点が浮き彫りに

なるような、シナリオを用意していただきました。上記シナリオに基づき、パネリストの方々に、日本及びドイツでの間接侵害の成否について議論していただきました。



[写真3] Z i g a n n 判事



[写真4] パネルディスカッション